

平成 18 年度 下田市の人事行政の運営状況について

1 任免及び人数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

区分 部門		職 員 数 (人)			主な増減理由
		平成 17 年	平成 18 年	対前年増減	
一般 会計	市長部局等	212	206	6	事務の合理化等
	教育関係	50	47	3	幼稚園教諭の配置転換等
	小 計	262	253	9	
公営 企業 等会 計	水 道	15	14	1	組織の見直し
	下 水 道	9	8	1	維持管理業務の民間委託
	そ の 他	10	14	4	地域包括支援センターの設置等
	小 計	34	36	2	
合 計		296 (309)	289 (309)	7 (0)	

(注) 1. 職員数は、一般職に属する職員数です。
2. () 内は、条例定数の合計です。

(2) 採用及び退職の状況 (平成 17 年度)

区分 部門		採用 (人)	離 職 (人)								
			退 職					免 職		失職	合計
			定年	勸奨	普通	死亡	任期満了	分限	懲戒		
一般 会計	市長部局等	4	1	5	2	0	0	0	0	0	8
	教育関係	2	0	2	0	0	0	0	0	0	2
	小 計	6	1	7	2	0	0	0	0	0	10
公営企業等会計		1	0	3	0	0	0	0	0	0	3
合 計		7	1	10	2	0	0	0	0	0	13

(注) 採用は、平成 17 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日の間に採用した者の人数です。
退職は、平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日の間に退職した者の人数です。
なお、平成 18 年 4 月 1 日から 1 名一部事務組合へ派遣しております。

(3) 定員適正化のための数値目標及び進捗状況

・下田市では、第 3 次下田市行財政改革大綱に基づき、平成 14 年度から平成 18 年度までの 5 年間に於いて、計 14 人の人員削減を目標とする定員適正化計画に取り組み、平成 17 年 4 月 1 日現在で 28 人の削減を実施しました。
・また、同大綱の改訂により、平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間で、更に 28 人の人員削減を目標とする第 3 次定員適正化計画を策定しました。

基準となる職員数	計画期間	計 画		実績 (H18.4.1 現在)	
		削減数	削減率	削減数	削減率
297 人 (H17.4)	H18~22	28 人	9.4%	7 人	2.4%

教育長を含みます。

2 給与の状況

(1) 人件費の状況（平成 17 年度普通会計決算）

歳出額（A）	人件費（B）	人件費率（B / A）
8,795,913 千円	2,261,913 千円	25.7%

(2) 職員給与費の状況（平成 18 年度普通会計当初予算）

職員数(人) A	職員給与費				一人当たり 給与費 B / A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
253 人	937,783 千円	93,999 千円	376,102 千円	1,407,884 千円	5,565 千円

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

(3) 平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成 18 年 4 月 1 日現在）

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	305,466 円	342,494 円	42.9 歳
技能労務職	284,900 円	306,159 円	48.7 歳

(注) 平均給与月額とは、給料及び職員手当（扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当等）の合計です。

(4) 初任給の状況（平成 18 年 4 月 1 日現在）

区分		下田市		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	165,200 円	176,400 円	種 179,200 円 種 170,200 円	種 198,000 円 種 183,800 円
	高校卒	140,700 円	151,800 円	種 138,400 円	種 148,000 円
技能労務職	高校卒	140,700 円	151,800 円	135,600 円	145,100 円

(5) 経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成 18 年 4 月 1 日現在）

区分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	226,800 円	261,000 円	301,300 円
	高校卒	194,500 円	234,000 円	269,000 円
技能労務職	高校卒	194,500 円	225,900 円	258,700 円

(注) 経験年数とは、学校卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している年数のことです。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況（平成 18 年 4 月 1 日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)
1 級	主事補	3	2.1
2 級	主事、技師	22	15.2
3 級	主事、技師	18	12.4
4 級	主事、技師	19	13.1
5 級	係長、主幹、主査	47	32.4
6 級	課長補佐、副室長、副所長、検査監	20	13.8
7 級	課長、室長、局長、所長、参事	16	11.0
計		145	100.0

(注) 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する職務です。

(7) 昇給期間短縮の状況

区分		一般行政職
17年度	職員数(A)	151人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数(B)	34人
	比率(B)/(A)	22.5%
16年度	職員数(A)	155人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数(B)	7人
	比率(B)/(A)	4.5%

(8) 期末・勤勉手当の状況(平成18年4月1日現在) (単位:月分)

区分	下田市			国		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.40	0.725	2.125	1.40	0.725	2.125
12月期	1.60	0.725	2.325	1.60	0.725	2.325
計	3.00	1.45	4.45	3.00	1.45	4.45

(9) 退職手当の状況(平成18年4月1日現在)

区分	下田市		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	47.50月分	59.28月分
最高限度	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分
1人当たりの平均支給額	23,023千円		-	

(注) 1人当たりの平均支給額は、平成17年度に退職した職員に支給された退職手当の平均額です。

(10) その他の主な手当の内容

ア 特殊勤務手当(平成17年度普通会計決算)

区分	全職種
職員全体に占める手当支給職員の割合	11.1%
支給職員1人当たり平均支給年額	84千円
手当の種類(手当数)	1
手当の名称	清掃作業手当

イ 時間外勤務手当(平成16、17年度普通会計決算)

17年度	支給総額	16,396千円
	職員1人当たり支給年額	63千円
16年度	支給総額	18,496千円
	職員1人当たり支給年額	68千円

ウ 扶養手当、住居手当、通勤手当（平成 18 年 4 月 1 日現在）

	内 容	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	配偶者 13,000 円 配偶者以外の扶養親族のうち 2 人まで各 1 人 6,000 円 ・ 扶養親族でない配偶者が ある場合 6,500 円 ・ 配偶者のない職員の 扶養親族のうち 1 人 11,000 円 その他の扶養親族 5,000 円 満 16 歳の年度初めから満 22 歳の 年度末までの子 1 人につき 5,000 円加算	同じ	
住居手当	[借家・借間居住者] 支給対象者 12,000 円を超える 家賃を支払っている職員 全額支給限度額 11,000 円 2 分の 1 加算限度額 16,000 円 最高支給限度額 27,000 円 [持家に居住し世帯主である場合] 支給額 3,000 円	一部異なる	[持家に居住し世帯主である場合] 支給額(新築・購入後 5 年間) 2,500 円
通勤手当	[交通機関等利用者] 最高支給限度額 55,000 円 [交通用具使用者] 片道 2km 以上 3km 未満 2,200 円 片道 3km 以上 4km 未満 3,300 円 片道 4km 以上 5km 未満 4,400 円 片道 5km 以上 6km 未満 5,500 円 片道 6km 以上 7km 未満 6,600 円 片道 7km 以上 8km 未満 7,700 円 片道 8km 以上 9km 未満 8,800 円 片道 9km 以上 10km 未満 9,900 円 片道 10km 以上 12km 未満 11,000 円 片道 12km 以上 14km 未満 13,200 円 片道 14km 以上 16km 未満 15,400 円 片道 16km 以上 18km 未満 17,600 円 片道 18km 以上 20km 未満 19,800 円 片道 20km 以上 23km 未満 21,000 円 片道 23km 以上 26km 未満 23,000 円 片道 26km 以上 24,000 円 * 勤務先側において駐車場を借りている場合、6,000 円を限度に加算有。 [併用者(交通機関と交通用具)] 最高支給限度額 55,000 円	一部異なる	[交通用具使用者] 片道 5km 未満 2,000 円 片道 5km 以上 10km 未満 4,100 円 片道 10km 以上 15km 未満 6,500 円 片道 15km 以上 20km 未満 8,900 円 片道 20km 以上 25km 未満 11,300 円 片道 25km 以上 30km 未満 13,700 円 片道 30km 以上 35km 未満 16,100 円 片道 35km 以上 40km 未満 18,500 円 片道 40km 以上 45km 未満 20,900 円 片道 45km 以上 50km 未満 21,800 円 片道 50km 以上 55km 未満 22,700 円 片道 55km 以上 60km 未満 23,600 円 片道 60km 以上 24,500 円 * 新幹線等利用者は 20,000 円を限度に加算有

(11) 特別職の給与等の状況（平成 18 年 4 月 1 日現在）

		給料月額・報酬月額	期末手当の支給割合	
給 料	市 長	603,900 円	6 月期	2.10 月分
	助 役	536,400 円	1 2 月期	2.30 月分
			計	4.40 月分
報 酬	議 長	350,000 円	6 月期	1.60 月分
	副議長	315,000 円	1 2 月期	1.70 月分
	議 員	290,000 円	計	3.30 月分
				(20%減額)

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間	休息時間
8 時間	8 時 30 分	17 時 15 分	12 時 15 分～13 時 00 分	12 時 00 分～12 時 15 分 15 時 00 分～15 時 15 分

(2) 年次有給休暇の使用状況（平成 17 年）

区 分	一人当たり 平均使用日数
市長部局等	9.4 日
教育委員会	10.7 日
計	9.6 日

(3) 特別休暇の導入状況（平成 18 年 4 月 1 日現在）

特別休暇の取得要件
(1) 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合
(2) 職員が証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合
(3) 職員が骨髄移植のため骨髄液を提供する場合
(4) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合
(5) 職員が結婚する場合
(6) 産前休暇
(7) 産後休暇
(8) 生後 1 年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合
(9) 配偶者が出産する場合
(10) 男性職員が育児参加をする場合
(11) 子供の看護をする場合
(12) 職員の親族が死亡した場合
(13) 職員が父母の追悼のための特別な行事に参加する場合
(14) 夏季における盆等の諸行事、心身の健康維持等を図る場合
(15) 地震その他の災害により職員の住居が滅失等した場合でその復旧作業をする場合
(16) 地震その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが困難な場合
(17) 地震その他の災害において職員が通勤途上における身体の危険を回避する場合
(18) 生理に有害な職務に従事する場合及び生理日において勤務することが困難な場合
(19) 妊娠中の女性職員が母体保護のための通勤緩和をする場合
(20) 妊娠中又は出産後 1 年以内の女性職員が母子保健法に規定する保健指導又は健康審査

<p>を受ける場合</p> <p>(21) 妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合</p> <p>(22) 妊娠中の女性職員が妊娠障害のため勤務することが困難な場合</p> <p>(23) 感染症の予防上必要な措置により勤務することが不適當な場合</p>

(注) 取得要件等は、「下田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「下田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則」により定められています。

(4) 育児休業及び部分休業の取得者数（平成 17 年度）

		育児休業（人）	部分休業（人）
市長部局等	男性	0	0
	女性	3	0
教育委員会	男性	0	0
	女性	1	0
合 計	男性	0	0
	女性	4	0

(注) 当該年度に新たに育児休業又は部分休業を取得した人数です。

4 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（平成 17 年度）

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
市長部局等	0人	0人	0人	0人	0人
教育委員会	0人	0人	0人	0人	0人
合 計	0人	0人	0人	0人	0人

(注) 分限処分とは、職員がその職務を十分に果たしえない場合等に、本人の意に反して行う処分を言います。

(2) 懲戒処分者数（平成 17 年度）

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
市長部局等	0人	0人	0人	0人	0人
教育委員会	0人	0人	0人	0人	0人
合 計	0人	0人	0人	0人	0人

(注) 懲戒処分とは、職員の一定の服務義務違反に対して、道義的責任を追求するために行う処分を言います。

5 服務の状況

(1) 服務規律遵守のための取組み（平成 17 年度）

取 組 内 容
<p>選挙における職員の服務規律の確保に関する通知（8月17日）</p> <p>年未年始における綱紀の厳正保持及び交通安全意識の徹底に関する通知（12月19日）</p>

(2) 兼職・兼業の許可件数（平成 17 年度）

許可件数（件）	主な許可事例
4	消防団活動、統計調査員等

(注 1) 上記の許可は、地方公務員法第 38 条第 1 項に基づくものです。

(3) 倫理監督職員の許可及び承認件数（平成 17 年）（単位：件数）

許可・承認件数	内 容			
	飲食物の提供	金銭・物品の提供	原稿・講演料	その他
0	0	0	0	0

(4) 管理職員の贈与等報告書提出件数（平成 17 年）（単位：件数）

報告件数	内 容			
	飲食物の提供	金銭・物品の提供	原稿・講演料	その他
0	0	0	0	0

(5) 倫理の保持に関して講じた施策（平成 17 年度）

取 組 内 容
個人情報保護の徹底に関する通知（5 月 16 日）

6 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の概要等（平成 17 年度）

区 分	研 修 内 容	受講者数
階層別研修	調理員・用務員研修 主査・主事・技師研修 監督者研修 管理者研修	102 人
専門研修	『ストレスをよく知ろう』講座 男女共同参画研修会『職場における女性のチャレンジ促進を目指して』 講演会『森を守る - 南方熊楠の思想と行動から学ぶ』	57 人
派遣研修	民間企業派遣研修（接遇研修） 市町村アカデミー ビジネスナー・インストラクター養成セミナー 静岡総合研究機構 県・市職員人事交流 など	13 人
合 計		172 人

(2) 勤務成績の評定の概要（平成 17 年度）

実施しておりません。

7 福祉及び利益の保護の状況

(1) 定期健康診断の実施状況（平成 17 年度）

区 分	全職員	
血液、血圧、尿、 心電図、聴力 検査	対象人員	296 人
	受診人員	228 人
	受診率	77 %
胃部 X 線検査 (40 歳以上)	対象人員	196 人
	受診人員	69 人
	受診率	35 %

胸部レントゲン検査	対象人員	296 人
	受診人員	154 人
	受診率	52 %
人間ドック (希望者)	対象人員	296 人
	受診人員	49 人
	受診率	17 %

(2) 公務災害等の認定状況等（平成 17 年度）

区 分		市長部局等	教育委員会	企業会計等	計
認 定	公務災害	1 件	0 件	0 件	1 件
	通勤災害	1 件	0 件	0 件	1 件
	計（件）	2 件	0 件	0 件	2 件

(3) その他主な福利厚生事業の概要（平成 17 年度）

概 要	
< 共済組合・互助会の運営 > 互助会運営事業交付金	3,648 千円